(c) 商標が登録される前に当該商標に関して少なくとも次のいずれかのことを行うための機会
(i) 商標の出願に対して異議を申し立てること。
(ii) 権限のある当局に対して商標の出願が登録の要件を満たしていない旨の情報を提供すること。
(d) 商標が登録された後に当該商標に関して少なくとも次のいずれかのことを行うための機会
(i) 登録に対して異議を申し立てること。
(ii) 登録の抹消を求めること。
(iii) 登録の取消しを求めること。
(iv) 登録の無効を求めること。
(e) 異議申立て、抹消、取消し又は無効の手続における行政上の決定（注）について理由を示し、かつ、書面によるとの要件。当該行政上の決定については、電子的手段によることができる。

注　この(e)の規定の適用上、「行政上の決定」には、準司法的な決定を含む。

2 各締約国は、次のものを提供する。
(a) 商標を処理し、登録し、及び維持するための電子的な出願のシステム
(b) 商標の出願及び登録に関する公にアクセス可能なオンラインの電子データベース

第十一・二十三条　与えられる権利

各締約国は、登録された商標の権利者の承諾を得ていない全ての第三者が、当該登録された商標に係る商品又はサービスと同一又は類似の商品又はサービスについて同一又は類似の標識を商業上使用することの結果として混同を生じさせるおそれがある場合には、当該権利者がその使用を防止する排他的権利を有することを定める。同一の商品又はサービスについて同一の標識を使用する場合は、混同を生じさせるおそれがある場合であると推定される。この条に定める排他的権利は、いかなる既得権も害するものであってはならず、また、締約国が使用に基づいて権利を認める可能性に影響を及ぼすものであってはならない。

第十一・二十四条　例外

締約国は、商標権者及び第三者の正当な利益を考慮することを条件として、商標により与えられる権利につき、記述上の用語の公正な使用等限定的な例外を定めることができる。

第十一・二十五条　地理的表示に先行する商標の保護

各締約国は、貿易関連知的所有権協定に従い、自国の管轄内で地理的表示に先行する商標を保護する。

第十一・二十六条　広く認識されている商標の保護

1 各締約国は、同一又は類似の商品又はサービスについて広く認識されている商標（注1、注2）と同一又は類似の商標を使用することが先行して存在する当該広く認識されている商標と混同を生じさせるおそれがある場合には、その登録を拒絶し、又は取り消し、及びその使用を禁止する（注3）ための適当な措置を定める。

注1　この1の規定の適用上、締約国は、「広く認識されている商標の複製、模倣又は翻訳」を「広く認識されている商標と同一又は類似のもの」として取り扱うことができる。

注2　締約国は、広く認識されている商標には、一の締約国の決定するところに従って、当該広く認識されている商標と同一又は類似の商標が出願され、登録され、又は使用される前に既に広く認識されている商標が該当することを了解する。

注3　締約国は、自国の司法機関に対し広く認識されている商標と同一又は類似の商標を使用することを禁止する権限を与えることにより、その使用を禁止するための適当な措置を定めるこの1の規定に基づく義務を履行することができる。

2 各締約国は、千九百九十九年九月二十日から二十九日までの第三十四回ＷＩＰＯ加盟国総会の各種会合の際に開催された工業所有権の保護に関するパリ同盟の総会及びＷＩＰＯの一般総会において採択された周知商標の保護規則に関する共同勧告の重要性を認識する。

3 いずれの締約国も、商標が広く認識されている商標であることを決定するための条件として、当該商標が、当該締約国において若しくは他の国若しくは地域の管轄内で登録されていること、広く認識されている商標の一覧表に含まれていること又は広く認識されている商標として先行して認定されていることを要求してはならない。

第十一・二十七条　悪意による商標（注）

注　この条の規定の適用上、締約国の権限のある当局は、商標が他の者の広く認識されている商標と同一又は類似のものであるかどうかを考慮することができる。

各締約国は、自国の法令に従い、商標の登録の出願が悪意で行われたものである場合には、自国の権限のある当局が当該出願を拒絶し、又は当該登録を取り消す権限を有することを定める。

第十一・二十八条　二以上の商品又はサービスに関する単一の出願

各締約国は、二以上の商品若しくはサービス又はその組合せに係る商標の登録の出願について、当該二以上の商品若しくはサービス又はその組合せがニース分類の一の類に属するか二以上の類に属するかにかかわらず、単一の願書で行うことができることを定める。

第Ｄ節　地理的表示

第十一・二十九条　地理的表示の保護

各締約国は、自国の法令において、地理的表示を保護するために適当かつ効果的な手段を確保する。

各締約国は、貿易関連知的所有権協定に基づく全ての要件が満たされることを条件として、その保護につき商標制度、特別の制度又は他の法的手段によって定めることができることを認識する。

第十一・三十条　地理的表示の保護のための国内の行政上の手続

1 締約国は、地理的表示の保護のための国内の行政上の手続（注）を定める場合には、商標によるものであるか特別の制度によるものであるかを問わず、地理的表示の保護の申請について次のことを行う。

注　この条の規定の適用上、「行政上の手続」には、準司法的な手続を含む。

(a) いずれかの締約国による自国民のためのあっせんを要求することなく、地理的表示の保護の申請を受理すること。（注）

注　締約国は、他の締約国を原産地とする地理的表示の保護の申請に当該地理的表示が当該他の締約国において保護されていることを十分に示すと自国が認める証拠を含めることを要求することができる。

(b) 合理的な手続及び方式（注）に従って当該申請を処理すること。

注　締約国は、この(b)の規定の適用上、合理的な手続及び方式を過度の負担とならない手続及び方式とすることができることを了解する。

(c) 地理的表示の保護について定める自国の法令が容易に公に利用可能なものであり、及び地理的表示の保護に関する手続（申請の提出に関する手続を含む。）を明確に定めることを確保すること。
(d) 公衆が地理的表示の保護の申請の提出に関する手続についての指針を入手し、及び申請者又はその代表者が個別の申請の処理状況について確認するための情報を利用可能なものとすること。
(e) 当該申請が異議申立てのために公表されることを確保すること及び当該申請の対象となっている地理的表示に対して異議を申し立てるための手続を定めること。異議申立ては、いずれかの締約国による自国民のためのあっせんを要求することなく受理されなければならない。

2 締約国は、1に規定する地理的表示の保護に関し、地理的表示に与えられた保護の取消し（注）の手続を定める。

注　この節の規定の適用上、取消しは、無効化又は抹消の手続によって実施することができる。

第十一・三十一条　異議申立て及び取消しの根拠

1 各締約国は、前条（地理的表示の保護のための国内の行政上の手続）1(e)に規定する異議申立ての手続に関し、少なくとも地理的表示が関連する商品の一般名称として日常の言語の中で自国の領域において通例として用いられている用語（注）であることを根拠として、少なくとも利害関係を有する者が当該地理的表示の保護に対して異議を申し立て、及び当該保護が拒絶されることを認める手続を定める。

注　締約国は、一の締約国がぶどう酒及び蒸留酒のための地理的表示又はその申請についてこの条の規定を適用する場合には、この節のいかなる規定も、当該一の締約国に対し、ぶどうの生産物についての他の締約国の地理的表示であって、該当する表示が当該一の締約国の領域において存在するぶどうの品種の通例として用いられている名称と同一であるものについて、保護することを要求するものではないことを了解する。

2 締約国は、前条（地理的表示の保護のための国内の行政上の手続）に定める手続により地理的表示の翻訳又は音訳について地理的表示の保護を与える場合には、当該翻訳又は音訳の保護に対する異議申立てについて、少なくとも1に規定する根拠と同様の根拠を利用可能なものとする。（注）

注　締約国は、ぶどう酒及び蒸留酒のための地理的表示の申請についてこの2の規定を適用することを要求されない。